

# 「交通事故ゼロの日」実施要綱

## 1 趣旨

交通事故を防止するためには、全ての県民が、「おもいやり ありがとう」を精神の基本とし、交通安全に深い関心を持ち、それぞれの立場で正しい交通安全行動を身に付け、実践することが大切である。

このため、「交通事故ゼロの日」を設定し、県民一人ひとりが事故を起こさないことを誓い合う日とする。

## 2 実施日

毎月 10 日・20 日・30 日

## 3 推進事項

### (1) 広報・街頭活動の推進

新聞、ラジオ、同報無線、有線放送、ホームページ、電光掲示板等の広報媒体の活用や広報車等の街頭活動の強化により、県民にこの運動の趣旨及び正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を呼びかける。

### (2) 家庭、地域等における活動の推進

ア 家庭では、出かける前に家族が互いに安全行動を促す「一声運動」を推進する。

イ 幼稚園・保育所・認定こども園・学校においては、幼児・園児・児童、生徒に対し、「交通事故ゼロの日」の周知と登下校時、家庭にあるときの安全行動について指導する。

ウ 地域では、世代間交流による高齢者の参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に実施する。

エ 職場では、朝礼、各種会議を利用して、安全な交通行動の実践と無事故の申し合わせを徹底する。

オ 特に増加している高齢者の交通事故を防止するため、高齢者に対する交通安全情報の発信活動を積極的に推進する。